

目次

久屋大通の再生について

	頁
1 久屋大通の再生に関する検討の概要	1
(1) 経緯	1
(2) 「栄地区グランドビジョン」における久屋大通の位置づけ	2
(3) 久屋大通再生有識者懇談会の概要	3
ア 開催の趣旨	3
イ 構成員	3
ウ 久屋大通再生有識者懇談会における検討経緯等	3
2 「久屋大通のあり方(案)」の概要	4
(1) 久屋大通の課題と目指すべき方向	4
(2) 再生における視点	4
(3) 北エリア・テレビ塔エリアの具体的な展開	6
ア 集客と周辺の経済効果を生み出す賑わいの創出	6
イ 安心・安全なまちづくりの拠点としての防災機能の充実	6
ウ 車から人へ、人が主役の「ヒューマンタッチ」なまちづくり	7
エ 民間活力導入に向けた新たな仕組みづくり	7
(4) 北エリア・テレビ塔エリアの事業手法	8
ア 民間活力の導入による持続的な管理運営	8
イ 将来の事業規模	9
ウ 行政が取り組むべき規制緩和	9
3 北エリア・テレビ塔エリアの再生の進め方	10
(参考) 改正都市公園法(平成29年4月28日成立)の内容	11
(1) Park-PFI制度の創設	11
(2) 制度の概要	11
(3) 特例措置	11
(4) 制度のイメージ	11

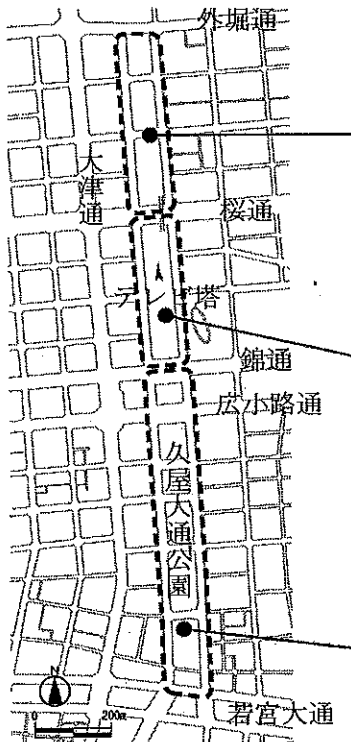
久屋大通の再生について

1 久屋大通の再生に関する検討の概要

(1) 経緯

年 度	主な事項
平成25年度	・「栄地区グランドビジョン」の策定・公表
平成26年度	・「久屋大通の再生（北エリア・テレビ塔エリア）に向けた整備の考え方」の公表 ・久屋大通再生社会実験（使いやすいイベント空間の整備等）の実施 ・「久屋大通再生シンポジウム」の開催
平成27年度	・久屋大通再生社会実験（地上と地下の連続性向上等）の実施 ・久屋大通再生社会実験（エリアマネジメントの導入促進）の実施
平成28年度	・久屋大通再生有識者懇談会（計5回）の開催 ・久屋大通再生社会実験（空間活用の一体化）の実施 ・久屋大通再生有識者懇談会から「久屋大通のあり方」について市へ提言

(2) 「栄地区グランドビジョン」における久屋大通の位置づけ

方針	公共空間の再生												
実現するための取り組み	久屋大通公園	<ul style="list-style-type: none"> ・栄地区を象徴する公共空間にふさわしい整備 ・沿道どより一体化するような空間形成 ・北から南まで一体的に活用できるような空間形成 ・広域避難場所としての防災機能強化 ・民間の経営感覚を活かした効率的で質の高い整備・管理運営 											
	地下空間	<ul style="list-style-type: none"> ・地上の歩行者空間との連続性を強化 											
エリア別の空間イメージ	 <div data-bbox="790 716 1372 929"> <p>北エリア</p> <p>「都会の安らぎ空間」 豊富な緑を活かした落ち着いた憩いの空間を創出し、気軽に利用できる公園を目指します。</p> </div> <div data-bbox="790 974 1372 1198"> <p>テレビ塔エリア</p> <p>「観光・交流空間」 テレビ塔のシンボル性を強化し、観光客や市民が広く交流できる公園を目指します。</p> </div> <div data-bbox="790 1243 1372 1444"> <p>南エリア</p> <p>「にぎわいの空間」 大規模イベント空間の充実を図り、来訪者が集い楽しむことのできる公園を目指します。</p> </div>												
エリア別の達成目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">2013年 (平成25年)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">前期</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">中期</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">2027年 後期 (平成39年)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">ビジョン策定</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">北・テレビ塔エリア</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">南エリア</td> </tr> </table>				2013年 (平成25年)	前期	中期	2027年 後期 (平成39年)	ビジョン策定	北・テレビ塔エリア		南エリア	
	2013年 (平成25年)	前期	中期	2027年 後期 (平成39年)									
ビジョン策定	北・テレビ塔エリア		南エリア										

(3) 久屋大通再生有識者懇談会の概要

ア 開催の趣旨

名古屋都心のシンボリック空間である久屋大通について、有識者の意見を聴取することで「栄地区グランドビジョン」をより具体化し、にぎわいと魅力ある空間として再生するため

イ 構成員

中 村 英 樹	名古屋大学大学院環境学研究科 教授【交通】
堀 越 哲 美 (座 長)	愛知産業大学 学長【都市計画】
牧 村 真 史	株式会社集客創造研究所 所長【イベントプロデューサー】
森 田 優 己	桜花学園大学学芸学部 教授【観光】
保 井 美 樹	法政大学現代福祉学部・人間社会研究科 教授【まちづくり】
涌 井 史 郎	東京都市大学環境学部 教授【空間デザイン】

ウ 久屋大通再生有識者懇談会における検討経緯等

平成28年5月30日 (第1回)	・将来の目指すべき姿である「久屋大通のあり方」について 論点整理
平成28年7月29日 (第2回)	・再生における課題、視点 ・北エリア、テレビ塔エリアにおける具体的な展開
平成28年8月19日 (第3回)	・民間活力の導入に向けた事業手法
平成28年11月1日 (第4回)	・エリアマネジメント導入の考え方 ・民間事業者公募に向けた論点整理
平成29年2月6日 (第5回)	・「久屋大通のあり方 提言(案)」について ・「民間事業者公募の考え方(案)」について
平成29年2月6日	・「久屋大通のあり方 提言」を座長より市長に手交

2 「久屋大通のあり方（案）」の概要

(1) 久屋大通の課題と目指すべき方向

課題	目指すべき方向
賑わいや魅力の低下	集客と周辺の経済効果を生み出す賑わいの創出
公園に求められる健全な緑と大災害への対応	安心・安全なまちづくりの拠点としての防災機能の充実
道路によるまちの分断	車から人へ、人が主役の「ヒューマンタッチ」なまちづくり
従来型の公園のあり方・使い方からの転換	民間活力導入に向けた新たな仕組みづくり

(2) 再生における視点

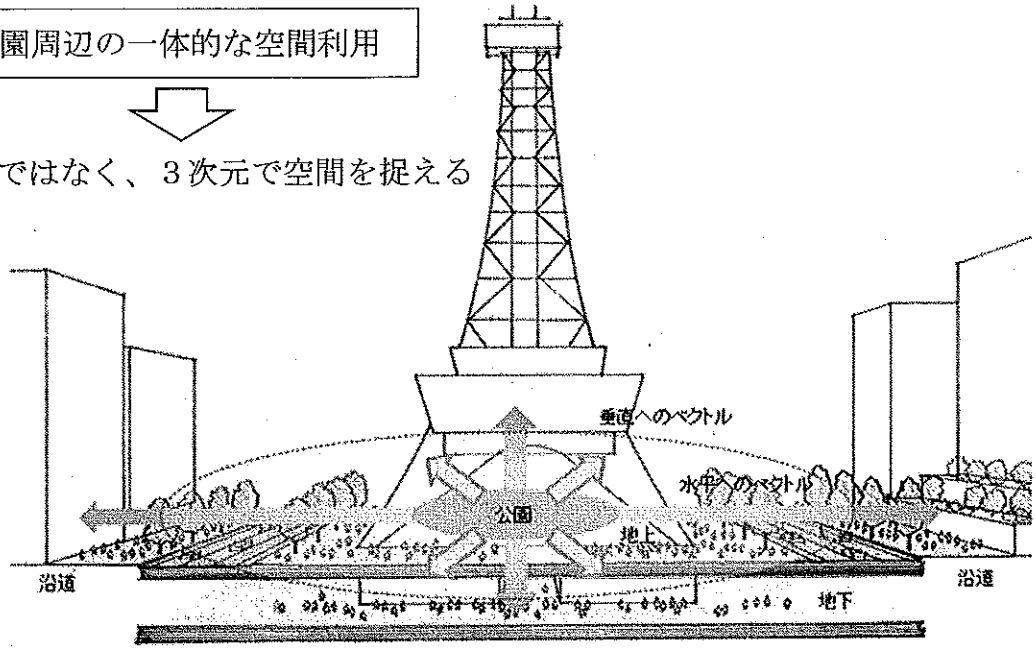
都心の周遊ルートの重要性	<p>2027年 リニア中央新幹線開業 ・国際的・広域的なビジネス拠点・交流拠点として都市機能が強化</p> <p>2027年 名古屋城天守閣木造復元化計画 ・現状でも150万人が訪れている名古屋城を木造復元することによる観光機能の強化</p> <p>2027年 久屋大通の再生 賑わいと魅力にあふれた、世界に誇れるシンボル空間の形成</p>
名古屋駅周辺地区と栄地区の機能分担	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;">名古屋駅周辺地区</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;">栄地区</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 45%;">●業務・商業の集積 <li style="width: 45%;">●伝統・文化の集積 <li style="width: 45%;">●経済活動の中心 <li style="width: 45%;">●ライフスタイル活動の中心 <p style="text-align: center;">二つの中心核（名古屋駅周辺地区と栄地区）における機能分担</p>

公園周辺と久屋大通のあり方

公園周辺の一体的な空間利用



2次元ではなく、3次元で空間を捉える



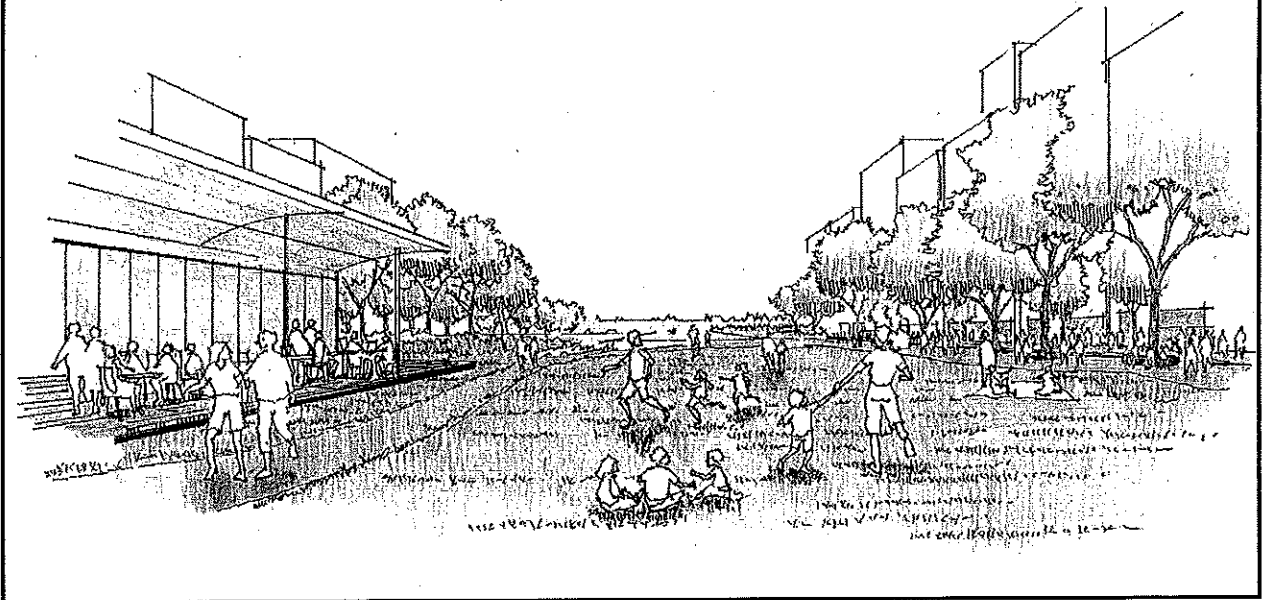
検討対象範囲拡大の必要性



(3) 北エリア・テレビ塔エリアの具体的な展開

ア 集客と周辺の経済効果を生み出す賑わいの創出

- ・魅力的な集客施設の導入
- ・使いやすいイベント空間の整備
- ・地上・地下の連続性の向上
- ・久屋大通公園としての景観のブランディング



イ 安心・安全なまちづくりの拠点としての防災機能の充実

- ・良好な樹木環境の整備
- ・ユニバーサルデザインの視点による整備
- ・広域避難場所としての防災機能の強化

(現状)



木々の間隔が狭いまま大きくなったため、枝が重なり、枯枝が増え、樹木が衰弱

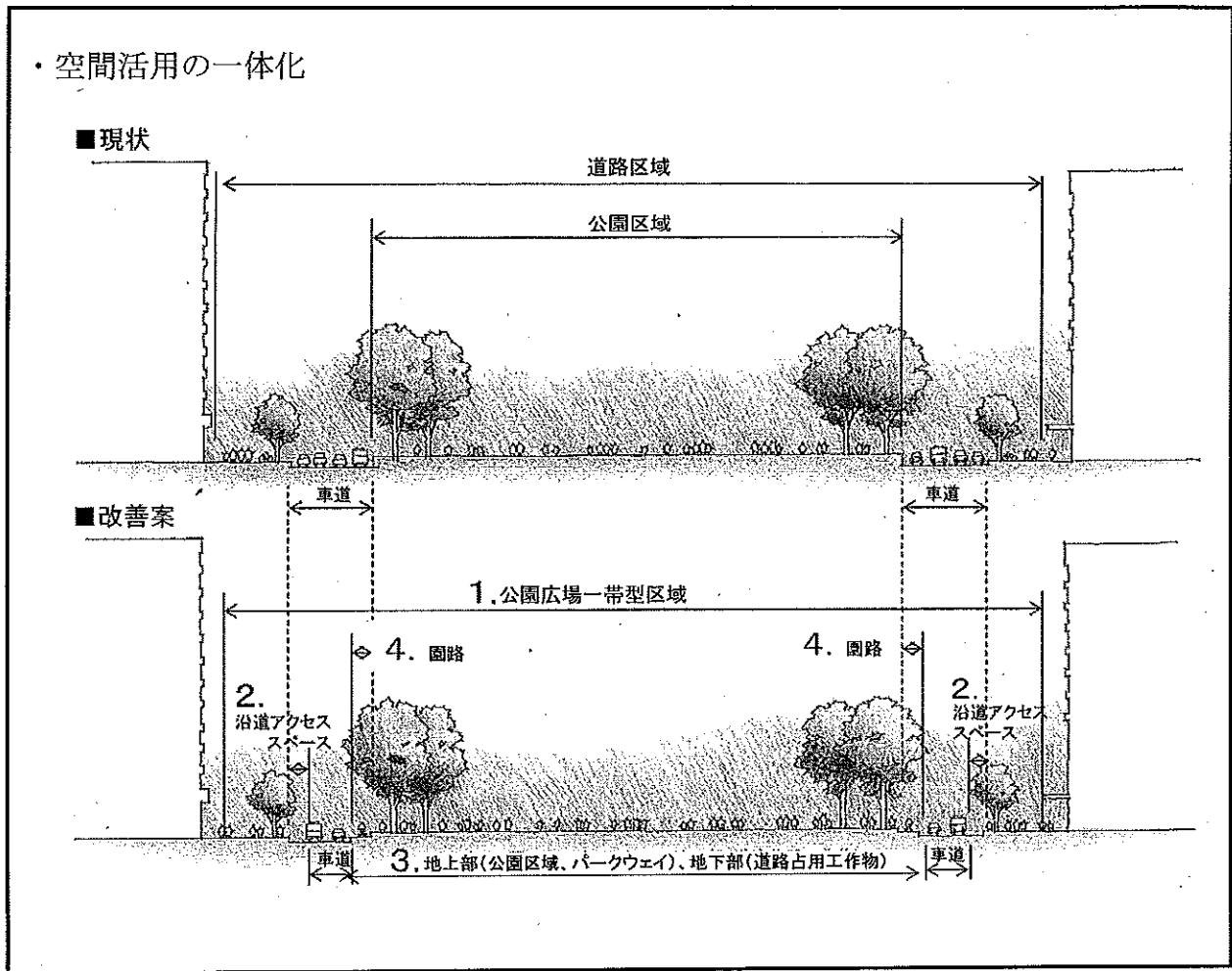
(将来イメージ)



適切な間伐により、残された樹木が健全に育ち、良好な樹木空間を形成

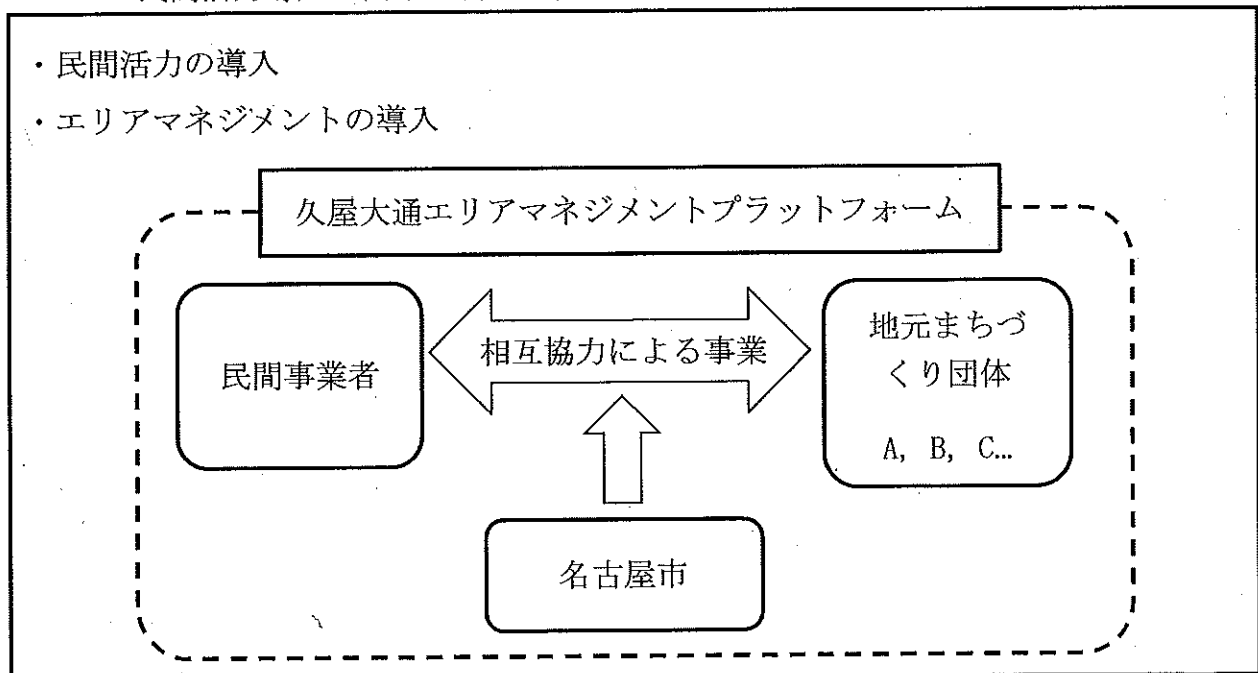
ウ 車から人へ、人が主役の「ヒューマンタッチ」なまちづくり

・空間活用の一体化



エ 民間活力導入に向けた新たな仕組みづくり

- ・民間活力の導入
- ・エリアマネジメントの導入

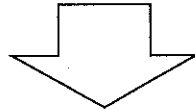


(4) 北エリア・テレビ塔エリアの事業手法
ア 民間活力の導入による持続的な管理運営

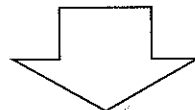
- 街全体が魅力ある公園となるような効果を創出
 - ・単なる公園整備、管理運営にとどまらず、周辺地区の魅力アップの起爆剤となるような事業効果を持つ提案を募集
 - ・エリアマネジメントとの連携等、沿道との関係性を考慮

- 上質な空間整備と高質な管理運営の実現
 - ・計画から管理運営までを一括で民間活力を導入
 - ・民間に対しできるだけ自由度を高め、利用者本位の提案を募集

- 民間活力の導入
 - ・公共空間における様々な規制緩和を進め、従来の一律的な公園や道路管理から脱却



市民・企業・行政が個々の特性を活かし「CREATIVEな公園」「つかう公園」を創り出す枠組みを構築



- ・基盤の整備と基礎的な維持管理には、行政が相応分を負担
- ・従来の事業手法、管理運営手法から、収益を生み出し、再投資を可能とするスキームが必要
- ・改正都市公園法のスキームを活用して事業展開する予定

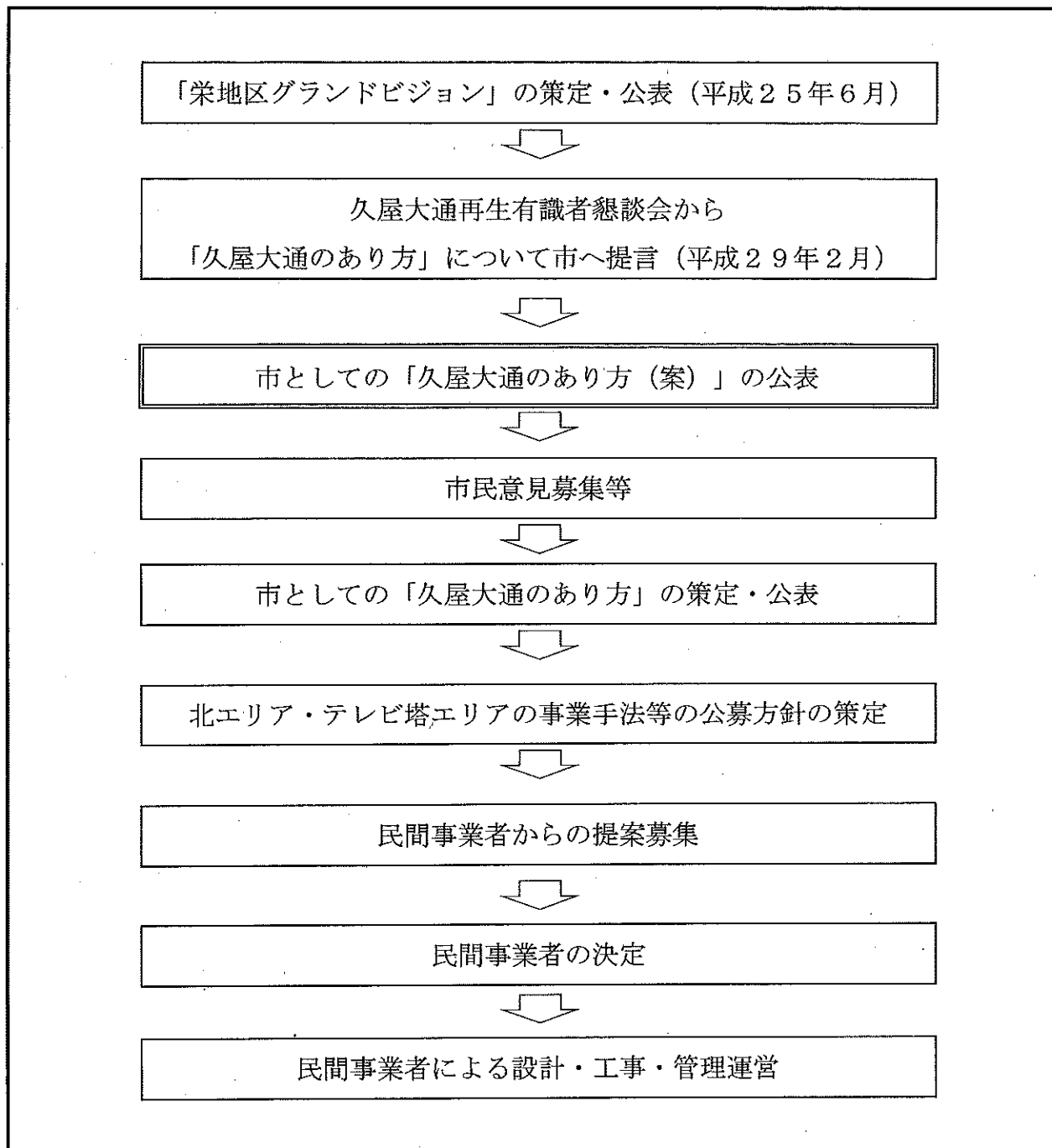
イ 将来の事業規模

施設運営	<ul style="list-style-type: none"> ・民間投資による核となる集客施設の設置 ・民間投資による沿道と連携した積極的な飲食・物販展開 ・テレビ塔と公園・広場等の一体的活用
イベント事業等の実施 (テーマ性をコントロール)	<ul style="list-style-type: none"> ・入場料やスポンサーを導入した収益型イベントの実施 ・広告・企業プロモーション事業の導入
施設維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・民間のノウハウを活かした質の高い管理運営・サービスの提供 ・行政負担による基礎的な維持管理

ウ 行政が取り組むべき規制緩和

<ul style="list-style-type: none"> ・公園内に集客施設等を設置するための建ぺい率の引き上げ ・エリア全体や広場、道路、施設等へのネーミングライツの許認可 ・民間事業者による公園内への広告設置

3 北エリア・テレビ塔エリアの再生の進め方



(参考) 改正都市公園法 (平成29年4月28日成立) の 内容

(1) Park-PFI制度の創設

都市公園の魅力を向上し、そのストック効果を一層高めるためには、民間事業者の資金やノウハウを公園施設の整備、運営に積極的に活用する必要があり、民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度として創設。

(2) 制度の概要

- ・都市公園において飲食店、売店等の公募対象公園施設の設置又は管理を行う者を、公募により選定する。
- ・設置する施設から得られる収益を、園路、広場等の特定公園施設の整備に還元することを条件に、事業者は都市公園法の特例措置を受けられる。

(3) 特例措置

- ・設置管理許可期間の特例 (10年→20年)
- ・建ぺい率の特例 (2%→12%)
- ・占用物件の特例 (駐輪場、看板、広告塔が設置可能)

(4) 制度のイメージ

